

令和2年度 教育委員会

(第6回定例会)

開催日 令和2年9月3日



福岡市

福岡市教育委員会

令和 2 年度 9 月定例教育委員会会議日程

日 時 令和 2 年 9 月 3 日(木)午後 3 時 30 分開会予定
(総合教育会議終了後)

場 所 笛吹市役所市民窓口館 302、303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(9 月議事録：廣瀬委員、齊藤委員)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事

報告第 8 号

令和 2 年笛吹市議会第 3 回定例会提出議案等について

議案第 15 号

笛吹市教育委員会事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則について

議案第 16 号

笛吹市部活動指導員任用事業に係る部活動指導員設置要綱の一部を改正する要綱について

議案第 17 号

笛吹市社会体育振興費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

議案第 18 号

笛吹市スポーツ傷害見舞金規程及び笛吹市体育芸術文化等県外大会出場に関する規程の一部を改正する規程について

議案第 19 号

笛吹市社会体育施設条例施行規則及び笛吹市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

議案第 20 号

笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 21 号

令和 2 年度教育に関する事務の点検・評価報告書（令和元年度実施事業）について

- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和 2 年 10 月 1 日(木)
午後 2 時～ 市民窓口館 302・303 会議室

報告第8号（9月）

令和2年度笛吹市議会第3回定例会
提出議案等について

教育委員会

令和 2 年笛吹市議会第 3 回定例会会期日程

○会 期：令和 2 年 9 月 7 日（月）～ 9 月 30 日（水）

24 日間

月 日	曜日	会議名等	開議時間	議 事 等
8 月 31 日	月	議会運営委員会	午前 10 時	・ 会期日程等協議
		全員協議会	午後 3 時	
9 月 7 日	月	本 会 議	午後 1 時 30 分	・ 市長行政報告・提出議案説明 ・ 決算審査報告
8 日	火	休 会		
9 日	水	休 会		
10 日	木	休 会		
11 日	金	休 会		
12 日	土	休 会		
13 日	日	休 会		
14 日	月	休 会		
15 日	火	本 会 議	午前 10 時	・ 議案に対する質疑及び代表質問
16 日	水	本 会 議	午前 10 時	・ 議案に対する質疑及び一般質問 ・ 付託
17 日	木	本 会 議	午前 10 時	・ 議案に対する質疑及び一般質問 (予備日)
18 日	金	休 会	午前 9 時	常任委員会・付託事件審査
19 日	土	休 会		
20 日	日	休 会		
21 日	月	休 会		
22 日	火	休 会		
23 日	水	休 会	午前 9 時	常任委員会・付託事件審査
24 日	木	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・ 付託事件審査 (決算認定)
25 日	金	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・ 付託事件審査 (決算認定)
26 日	土	休 会		
27 日	日	休 会		
28 日	月	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・ 付託事件審査 (決算認定)
29 日	火	休 会		
30 日	水	議会運営委員会	午後 1 時 30 分	
		全員協議会	午後 2 時	
		本 会 議	午後 3 時	・ 委員会審査報告・討論・採決

令和2年9月議会 議案一覧表（令和2年9月7日提出）

件数	議案番号	題 名	主管課
1	報告第6号	令和元年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について	財政課
2	議案第83号	笛吹市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	総務課
3	議案第84号	笛吹市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について	情報システム課
4	議案第85号	笛吹市移住定住お試し住宅条例の一部改正について	企画課
5	議案第86号	笛吹市手数料条例の一部改正について	財政課 (戸籍住民課)
6	議案第87号	笛吹市働く婦人の家条例の一部改正について	生涯学習課
7	議案第88号	令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について	財政課
8	議案第89号	令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	財政課
9	議案第90号	令和2年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第2号)について	財政課
10	議案第91号	令和2年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算(第1号)について	財政課
11	議案第92号	令和2年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	財政課
12	議案第93号	令和2年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について	財政課
13	議案第94号	令和2年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第2号)について	財政課
14	議案第95号	令和2年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算(第1号)について	財政課
15	議案第96号	令和2年度 笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
16	議案第97号	令和2年度 笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
17	議案第98号	令和2年度 笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
18	議案第99号	令和2年度 笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
19	議案第100号	令和2年度 笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
20	議案第101号	令和2年度 笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
21	議案第102号	令和2年度 笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
22	議案第103号	令和2年度 笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
23	議案第104号	令和2年度 笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
24	議案第105号	令和2年度笛吹市水道事業会計補正予算(第2号)について	業務課
25	議案第106号	令和2年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について	業務課

令和2年9月議会 議案一覧表（令和2年9月7日提出）

件数	議案番号	題 名	主管課
26	議案第107号	令和元年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課
27	議案第108号	令和元年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
28	議案第109号	令和元年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
29	議案第110号	令和元年度笛吹市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
30	議案第111号	令和元年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
31	議案第112号	令和元年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
32	議案第113号	令和元年度笛吹市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
33	議案第114号	令和元年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
34	議案第115号	令和元年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
35	議案第116号	令和元年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
36	議案第117号	令和元年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
37	議案第118号	令和元年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
38	議案第119号	令和元年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
39	議案第120号	令和元年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
40	議案第121号	令和元年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
41	議案第122号	令和元年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
42	議案第123号	令和元年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
43	議案第124号	令和元年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
44	議案第125号	令和元年度笛吹市水道事業会計決算認定について	業務課
45	議案第126号	令和元年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について	業務課
46	議案第127号	令和元年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について	業務課
47	議案第128号	動産の取得について(水槽付ポンプ車(照明付、CD-1)購入(石和分団第10部))	管財課 (防災危機管理課)
48	議案第129号	山梨市の一部に公の施設を利用させることに関する協議について	下水道課
49	議案第130号	市道廃止について	土木課
50	議案第131号	市道認定について	土木課

令和 2年度 9月補正 予算見積総括表

教育委員会 部（局）

（単位：千円）

課 名	歳出見積額	財 源 内 訳				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
教育総務課	20,151	5,967				14,184
学校教育課	140,413	545,546	55,085		△ 100,000	△ 360,218
生涯学習課	78					78
文化財課	715				715	0
図書館						0
						0
						0
						0
部（局）計	161,357	551,513	55,085	0	△ 99,285	△ 345,956

令和2年度

9月補正予算概要

笛吹市 総合政策部 財政課

令和2年度予算総括表

(単位:千円)

	当 初 予 算 額	5月補正 (専決)予算額	5月追加補正 予算額	6月補正 予算額	6月追加補正 予算額	7月補正 予算額	9月補正 予算額	計
一般会計	32,194,692	6,980,495	738,460	1,013,599	84,546	92,320	1,257,702	42,361,814
特別会計								
国民健康保険特別会計	8,736,922	—	917	△13,377	—	—	339,015	9,063,477
介護保険特別会計	6,877,749	—	—	△5,007	—	—	580,189	7,452,931
介護サービス特別会計	9,611	—	—	—	—	—	1,066	10,677
後期高齢者医療特別会計	1,623,529	—	—	1,428	—	—	12,418	1,637,375
農業集落排水特別会計	46,629	—	—	—	—	—	19,348	65,977
笛吹市境川観光交流センター特別会計	150,000	—	—	74	—	—	10,921	160,995
森林経営管理特別会計	13,100	—	—	—	—	—	2,132	15,232
黒駒山財産区特別会計	17,050	—	—	—	—	—	△2,168	14,882
大積寺山財産区特別会計	393	—	—	—	—	—	△23	370
稲山財産区特別会計	6,690	—	—	—	—	—	14	6,704
牛ヶ額財産区特別会計	194	—	—	—	—	—	23	217
大口山財産区特別会計	22,245	—	—	—	—	—	229	22,474
崩山財産区特別会計	2,130	—	—	—	—	—	△8	2,122
名所山財産区特別会計	1,125	—	—	—	—	—	△70	1,055
春日山財産区特別会計	8,199	—	—	—	—	—	20	8,219
兜山外五山財産区特別会計	269	—	—	—	—	—	68	337
特別会計合計	17,515,835	0	917	△16,882	0	0	963,174	18,463,044
企業会計								
水道事業								
収益勘定	1,774,364	—	—	△3,183	—	—	21,120	1,792,301
資本勘定	1,144,238	—	—	△7,158	—	—	6,110	1,143,190
温泉給湯事業								
収益勘定	59,570	—	—	—	—	—	—	59,570
資本勘定	13,395	—	—	—	—	—	—	13,395
公共下水道事業								
収益勘定	2,013,247	—	—	△5,069	—	—	—	2,008,178
資本勘定	1,629,603	—	—	△196	—	—	0	1,629,407
簡易水道事業								
収益勘定	25,366	—	—	—	—	—	—	25,366
資本勘定	6,421	—	—	—	—	—	—	6,421
企業会計合計	6,666,204	0	0	△15,606	0	0	27,230	6,646,041

一般会計予算概要

(歳入)

(単位:千円)

款	当初 予算額	5月補正 (専決)予算額	5月追加補正 予算額	6月補正 予算額	6月追加補正 予算額	7月補正 予算額	9月補正 予算額	計	構成比(%)
1 市税	8,640,562	-	-	-	-	-	-	8,640,562	20.4
2 地方譲与税	269,800	-	-	-	-	-	-	269,800	0.6
3 利子割交付金	3,600	-	-	-	-	-	-	3,600	0.0
4 配当割交付金	30,800	-	-	-	-	-	-	30,800	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	17,000	-	-	-	-	-	-	17,000	0.0
6 法人事業税交付金	26,600	-	-	-	-	-	-	26,600	0.1
7 地方消費税交付金	1,494,800	-	-	-	-	-	-	1,494,800	3.5
8 ゴルフ場利用税交付金	31,800	-	-	-	-	-	-	31,800	0.1
9 環境性能割交付金	29,400	-	-	-	-	-	-	29,400	0.1
10 地方特例交付金	43,200	-	-	-	-	-	26,646	69,846	0.2
11 地方交付税	8,095,000	-	-	-	-	-	-	8,095,000	19.1
12 交通安全対策特別交付金	7,500	-	-	-	-	-	-	7,500	0.0
13 分担金及び負担金	156,541	-	△60,963	-	-	-	-	95,578	0.2
14 使用料及び手数料	243,905	-	-	-	-	-	-	243,905	0.6
15 国庫支出金	4,174,144	6,930,495	124,421	175,053	84,546	-	1,068,209	12,556,868	29.6
16 県支出金	2,354,306	-	6,508	57,341	-	-	133,595	2,551,750	6.0
17 財産収入	102,257	-	-	-	-	-	-	102,257	0.2
18 寄附金	262,471	-	-	266,000	-	-	420,000	948,471	2.2
19 繰入金	1,688,406	50,000	647,444	504,028	-	-	△1,935,555	954,323	2.3
20 繰越金	400,000	-	-	-	-	92,320	1,460,620	1,952,940	4.6
21 諸収入	188,400	-	21,050	7,377	-	-	2,020	218,847	0.5
22 市債	3,934,200	-	-	3,800	-	-	82,167	4,020,167	9.5
うち臨時財政対策債	802,000	-	-	-	-	-	38,667	840,667	2.0
合 計	32,194,692	6,980,495	738,460	1,013,599	84,546	92,320	1,257,702	42,361,814	100.0

(歳 出)

(単位:千円)

款	当初 予算額	5月補正 (専決)予算額	5月追加補正 予算額	6月補正 予算額	6月追加補正 予算額	7月補正 予算額	9月補正 予算額	計	構成比(%)
1 議会費	223,125	—	—	△1,971	—	—	—	221,154	0.5
2 総務費	3,863,303	6,930,495	220,000	237,449	—	50,042	234,711	11,536,000	27.2
3 民生費	11,609,939	—	224,468	△8,079	84,546	—	213,527	12,124,401	28.6
4 衛生費	1,713,409	—	—	△2,202	—	42,278	37,072	1,790,557	4.2
5 労働費	12,175	—	—	—	—	—	—	12,175	0.0
6 農林水産業費	1,421,077	—	—	28,035	—	—	51,754	1,500,866	3.5
7 商工費	504,633	—	80,000	△2,390	—	—	64,376	646,619	1.5
8 土木費	4,288,197	—	—	13,420	—	—	2,095	4,303,712	10.2
9 消防費	1,193,059	—	—	22,940	—	—	2,320	1,218,319	2.9
10 教育費	2,427,585	—	213,992	460,397	—	—	161,357	3,263,331	7.7
11 災害復旧費	48	—	—	—	—	—	—	48	0.0
12 公債費	4,626,345	—	—	—	—	—	—	4,626,345	10.9
13 諸支出金	281,797	—	—	266,000	—	—	440,490	988,287	2.3
14 予備費	30,000	50,000	—	—	—	—	50,000	130,000	0.3
合 計	32,194,692	6,980,495	738,460	1,013,599	84,546	92,320	1,257,702	42,361,814	100.0

一般会計補正予算主要事業

(主に1,000千円以上)

(単位：千円)

担当課	事業の概要
全体的事項	○令和元年度事業費確定に伴う国県支出金精算返還金 288,722 1 一般会計 172,781 生活保護扶助費及び生活困窮者自立相談支援事業費等国庫精算返還金 他18件 2 特別会計 115,941 介護保険給付費国庫負担金精算返還金 他8件

総務部

担当課	事業の概要
防災危機管理課	○消防施設整備・管理事業 1,699 県道甲府笛吹線、石和町小石和地内の拡幅工事に伴い、防火水槽を撤去するため、消火栓を2基新設し、消防水利を確保する。 【現予算額】 51,402 【補正額】 1,699 【計】 53,101 【特定財源】 消防費雑入 1,305 (県道拡幅に伴う防火水槽残価補償)
管財課	○庁舎等施設整備事業 7,100 市民窓口館及び保健福祉館の電源設備の浸水対策を行う費用を追加する。 【現予算額】 391,344 【補正額】 7,100 【計】 398,444 【特定財源】 緊急防災・減災事業債 7,100

総合政策部

担当課	事業の概要
企画課	○ふるさと納税事業 215,079 ふるさと納税による寄附額の増加に伴い、返礼品及び事務経費等を追加する。 【現予算額】 247,627 【補正額】 215,079 【計】 462,706 【特定財源】 なし
財政課	○まちづくり基金積立金 427,445 ふるさと納税寄附金の増額が見込まれることに伴い、寄附金増額分をまちづくり基金へ積み立てる。 【現予算額】 500,110 【補正額】 427,445 【計】 927,555 【特定財源】 ふるさと納税寄附金 420,000 ○予備費 50,000 新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、今後の不測の事態や情勢の変化に機動的に対応できるよう予備費を追加する。 【現予算額】 80,000 【補正額】 50,000 【計】 130,000 【特定財源】 なし

市民環境部

担当課	事業の概要
市民活動支援課	○市営温泉運営事業 4,920 市営温泉施設「みさかの湯」「ももの里温泉」について、新型コロナウイルス感染症防止対策として、4月、5月を臨時休館としたため、営業損を補填する。 【現予算額】 36,303 【補正額】 4,920 【計】 41,223 【特定財源】 なし

担当課	事業の概要
市民活動支援課	○更生保護事業 1,300 更生保護法人山梨以徳会の更生保護施設全面改築に対し、山梨県市長会が助成を決定したため、本市の助成分を市長会への負担金として計上する。 【現予算額】 919 【補正額】 1,300 【計】 2,219 【特定財源】 なし
戸籍住民課	○おくやみコーナー設置事業 1,023 令和3年1月から、おくやみコーナーを設置するため、委託料、備品購入費等を補正する。 【現予算額】 0 【補正額】 1,023 【計】 1,023 【特定財源】 なし
	○住民基本台帳事務 3,322 住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法の改正に伴い、住民基本台帳システムの改修を行うため、委託料を補正する。 【現予算額】 19,488 【補正額】 3,322 【計】 22,810 【特定財源】 国庫補助金：社会保障・税番号制度システム整備費補助金 3,322（補助率 10/10）

担当課	事業の概要
子育て支援課	○学童保育クラブ事業 7,479 新型コロナウイルス感染症対策における国の第1次補正による補助制度を活用して、市内学童保育クラブにおける感染予防対策に必要な物品等を整備する。 【現予算額】 144,956 【補正額】 7,479 【計】 297,400 【特定財源】 国庫補助金：放課後児童健全育成事業費交付金 7,269 (補助率 消耗品費等は10/10、人材確保分は1/3) 県補助金：放課後児童健全育成事業交付金 103 (補助率 1/3)
	○地域子育て支援センター事業 6,086 新型コロナウイルス感染症対策における国の第1次補正による補助制度を活用して、市内7か所の子育て支援センターにおける感染予防対策に必要な物品等を整備する経費を補助する。 【現予算額】 52,057 【補正額】 6,086 【計】 58,143 【特定財源】 国庫補助金：地域子育て支援拠点事業費交付金 4,220 (補助率 感染拡大防止分10/10、ITC関連経費分1/3) 県補助金：地域子育て支援拠点事業費補助金 932 (補助率 1/3)
	○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分） 4,924 新型コロナウイルス感染症対策における国の第2次補正による補助制度を活用して、市内児童館等の児童福祉施設における感染予防対策に必要な物品等を整備する。 【現予算額】 0 【補正額】 4,924 【計】 4,924 【特定財源】 県補助金：新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金 (児童福祉施設等分) 4,924 (補助率 10/10)

担当課	事業の概要
子育て支援課	○公立保育所運営事業 4,207 新型コロナウイルス感染症対策における国の第1次及び第2次補正による補助制度を活用して、市内公立保育所における感染予防対策に必要な物品等を整備する。 【現予算額】 97,358 【補正額】 4,207 【計】 101,565 【特定財源】 国庫補助金：保育対策総合支援事業費補助金 2,532 (補助率 10/10) 県補助金：新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金 (児童福祉施設等分) 1,675 (補助率 10/10)
	○保育環境改善等事業 8,827 新型コロナウイルス感染症対策における国の第1次補正による補助制度を活用して、市内民間保育所における感染予防対策に必要な物品等を整備する経費を補助する。 【現予算額】 0 【補正額】 8,827 【計】 8,827 【特定財源】 国庫補助金：保育対策総合支援事業費補助金 8,771 (補助率 10/10)
	○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（保育所等分） 8,531 新型コロナウイルス感染症対策における国の第2次補正による補助制度を活用した市内民間保育所等における感染予防対策に係る経費を補助する。 【現予算額】 0 【補正額】 8,531 【計】 8,531 【特定財源】 県補助金：新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（児童福祉施設等分） 8,531 (補助率 10/10)

担当課	事業の概要
子育て支援課	○ファミリーサポートセンター事業 500 新型コロナウイルス感染症対策における国の第1次補正による補助制度を活用して、ファミリーサポートセンターにおける感染予防対策に必要な物品等を整備する経費を補助する 【現予算額】 6,943 【補正額】 500 【計】 7,443 【特定財源】 国庫補助金：子育て援助活動支援事業費交付金 500 (補助率 10/10)
健康づくり課	○子どもの予防接種事業 4,300 本年10月、ロタウイルス予防接種が政令改正により、これまでの任意接種から定期接種に切り替わるため、必要費用の追加補正及び予算の組み替えを行う。 【現予算額】 123,574 【補正額】 4,300 【計】 127,874 【特定財源】 なし
	○救急医療事業 11,118 小児初期救急医療センターの運営に係る市負担金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、負担金の追加要請があったため補正する。 【現予算額】 6,345 【補正額】 11,118 【計】 17,463 【特定財源】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 11,118

担当課	事業の概要
農林振興課	○鳥獣害防止対策事業 1,500 ニホンジカについて、昨年同時期（8月中旬）と比べ、2倍以上の頭数が捕獲されており、今後も農産物への被害拡大が懸念されるため、管理捕獲頭数の追加申請を行い、捕獲奨励金を追加補正する。 【現予算額】 17,325 【補正額】 1,500 【計】 18,325 【特定財源】 特定鳥獣保護管理事業費補助金 750 （補助率 1/2）
	○産地パワーアップ事業 41,051 地域の営農戦略（産地パワーアップ計画）に基づき実施される県の補助事業で、産地の高収益化に向けた取組を支援する事業であり、7月に4件の事業が新たに承認されたことから、県補助金相当額を補正計上する。 【現予算額】 4,690 【補正額】 41,051 【計】 45,741 【特定財源】 県補助金：農業振興事業費補助金 41,051 （やまなし産地パワーアップ事業費補助金） （補助率：補助対象事業費の1/2）
	○未来を拓くやまなし農業応援事業 2,203 県の「未来を拓くやまなし農業応援事業費補助金要綱」に基づき実施される県の補助事業であり、7月に2件の事業が新たに承認されたことから、県補助金相当額を補正計上する。 【現予算額】 16,595 【補正額】 2,203 【計】 18,725 【特定財源】 県補助金：農業振興事業費補助金 2,203 （未来を拓くやまなし農業応援事業費補助金） （補助率：補助対象事業費の1/2）

担当課	事業の概要
農林土木課	○農業施設整備事業費 7,000 昨年の台風19号により、御坂町尾山地内の山側の法面が崩落し、復旧作業を行ったところであるが、本年6月中旬の大雨の影響により、再度、法面が崩落したため、復旧に係る費用を補正計上する。 【現予算額】 140,129 【補正額】 7,000 【計】 147,129 【特定財源】 県補助金：県単土地改良助成費補助金 3,500（補助率 1/2）
観光商工課	○さくら温泉通り桜植栽改修事業 7,000 さくら温泉通りに多くの観光客を迎え、温泉街の活性化を図るため、平成30年度から桜の植え替えを実施しているが、施工方法の変更に伴い工事費を追加する。 【現予算額】 0 【補正額】 7,000 【計】 7,000 【特定財源】 なし ○観光イベント事業 40,000 地域も一体となって新たな生活様式に沿った旅行スタイルに対応する国の「誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成」実証事業（令和2年度第1次補正予算）の公募があり、本市においては、「俳句の聖地ふえふき旅吟プログラム」「笛吹市版周遊型魅力創出デジタル宝探し事業」の2事業を申請している。 【現予算額】 68,451 【補正額】 40,000 【計】 108,451 【特定財源】 国庫補助金：誘客多角化補助金 40,000（10/10）

担当課	事業の概要
観光商工課	○地域経済循環創造事業 15,000 市内にペットホテルの建設を計画している事業者に対し、観光産業の振興に寄与することから、市が、国の補助制度を活用して初期費用を支援する。 【現予算額】 0 【補正額】 15,000 【計】 15,000 【特定財源】 国庫補助金：地域経済循環創造事業交付金 7,500 (1/2)
	○伝統的観光地再活性化支援事業 1,800 伝統的観光地再活性化支援事業について、観光地の再活性化を目的に、市町村が地域観光事業者等と共同して取り組む事業に対し、県が助成を行う事業であり、毎年1か所が選定されている。7月に県から石和温泉の再活性化について、当該事業の活用の提案があったことから、県と連携し事業を行うため、本事業に係る費用を補正する。 【現予算額】 0 【補正額】 1,800 【計】 1,800 【特定財源】 県補助金：地域経済循環創造事業交付金 900 (1/2)

建設部

担当課	事業の概要
管理総務課	○市営住宅維持管理費 1,259 入居者が退去したことに伴い、老朽化している市営住宅を解体するため、工事費を追加する。 【現予算額】 39,364 【補正額】 1,259 【計】 40,623 【特定財源】 なし

担当課	事業の概要
土木課	○スマートIC周辺道路整備事業 836 市道1-32号線改良工事用地取得に伴い、不動産の再鑑定を行うため、必要額を補正する。また、本事業における国庫補助金の配分額の確定に伴い、財源更正を行う。 【現予算額】 92,279 【補正額】 836 【計】 93,115 【特定財源】 国庫補助金：社会資本整備総合交付金（補助率50%） △5,300 地方債：公共事業等債 △4,800 地方債：地方道路等整備事業債 9,500

公営企業部

担当課	事業の概要										
業務課	○公共下水道事業会計出資金 362,686 ○公共下水道事業会計補助金 △362,686 消費税の有利な申告を行うため、一般会計からの補助金のうち、企業債償還元金分を出資金に組み替える。 <table> <tr> <th>公共下水道事業会計出資金</th><th>公共下水道事業会計補助金</th></tr> <tr> <td>【現予算額】 40,281</td><td>1,396,365</td></tr> <tr> <td>【補正額】 362,686</td><td>△362,686</td></tr> <tr> <td>【計】 402,967</td><td>1,033,679</td></tr> <tr> <td>【特定財源】 なし</td><td>なし</td></tr> </table>	公共下水道事業会計出資金	公共下水道事業会計補助金	【現予算額】 40,281	1,396,365	【補正額】 362,686	△362,686	【計】 402,967	1,033,679	【特定財源】 なし	なし
公共下水道事業会計出資金	公共下水道事業会計補助金										
【現予算額】 40,281	1,396,365										
【補正額】 362,686	△362,686										
【計】 402,967	1,033,679										
【特定財源】 なし	なし										

教育委員会

担当課	事業の概要
教育総務課	○小学校施設設備維持管理事業 14,184 一宮西小学校において、老朽化により、校舎のコンクリート雨樋の亀裂及び塗装の剥落が生じているため、修繕する工事費を補正する。 【現予算額】 24,500 【補正額】 14,184 【計】 44,684 【特定財源】 なし

担当課	事業の概要
学校教育課	○修学旅行の中止・延期に伴うキャンセル料支援事業 37,514 小中学校における教育活動の一環として実施する修学旅行について、新型コロナウイルス感染症の影響により、急遽、中止又は延期した場合に生じるキャンセル料について、保護者に代わり、市が全額支援するための費用を補正する。 【現予算額】 0 【補正額】 37,514 【計】 37,514 【特定財源】 なし
	○学力向上支援スタッフ追加配置事業 48,677 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、臨時休業中の未指導分の補修等の実施など子供の学びの保障と児童生徒の学習定着度に応じたきめ細かな指導を行うため、学習指導員を配置するための費用を補正する。 【現予算額】 10,680 【補正額】 48,677 【計】 59,357 【特定財源】 県補助金：学力向上支援スタッフ追加配置事業費補助金 (補助率：10/10) 48,677 39人
	○スクール・サポート・スタッフ配置事業 6,535 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、教職員の業務をサポートするスクール・サポート・スタッフを配置するための費用を補正する。 【現予算額】 1,552 【補正額】 6,535 【計】 8,087 【特定財源】 県補助金：スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金 (補助率：10/10) 6,408 18名
	○オンライン学習環境整備事業 13,632 子供たちの学びが保障できるよう学校と児童生徒の家庭をICTの活用で結び、オンライン学習ができるよう環境整備を行うための費用を補正する。 【現予算額】 0 【補正額】 13,632 【計】 13,632 【特定財源】 国庫補助金：公立学校情報機器整備費補助金 2,110 (補助率：1/2)

担当課	事業の概要															
学校教育課	○学校感染症対策・学習保障等支援事業 17,124 新型コロナウイルス感染症感染拡大のリスクを最小限にするため、小中学校で使用する保健衛生用品等を購入し、感染症対策を徹底する。 【現予算額】 0 【補正額】 17,124 【計】 17,124 【特定財源】 国庫補助金：学校保健特別対策事業費補助金 8,562 (補助率：1/2) 小学校 14校合計 11,299千円 中学校 5校合計 5,825千円															
	○御坂スクールバス運営事業 2,358 ○八代スクールバス運営事業 1,858 新型コロナウイルス感染症対策として、10月以降も引き続き、御坂西小及び八代小のスクールバスの増便を行うため、業務委託料を追加する。 <table><thead><tr><th></th><th>御坂スクールバス</th><th>八代スクールバス</th></tr></thead><tbody><tr><td>【現予算額】</td><td>49,705</td><td>7,304</td></tr><tr><td>【補正額】</td><td>2,358</td><td>1,858</td></tr><tr><td>【計】</td><td>52,063</td><td>9,162</td></tr><tr><td>【特定財源】</td><td colspan="2">なし</td></tr></tbody></table>		御坂スクールバス	八代スクールバス	【現予算額】	49,705	7,304	【補正額】	2,358	1,858	【計】	52,063	9,162	【特定財源】	なし	
		御坂スクールバス	八代スクールバス													
【現予算額】	49,705	7,304														
【補正額】	2,358	1,858														
【計】	52,063	9,162														
【特定財源】	なし															
○学校給食総務事業 12,715 市立の小中学校の給食費無償化に伴い、市在住者で市立の小中学校以外に通学する者の保護者に対して、6月から11月までの給食費負担相当額を補助する。 【現予算額】 276,477 【補正額】 12,715 【計】 289,192 【特定財源】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 12,125																

その他

○債務負担行為（新規）

民生費・地域福祉計画策定事業 <福祉総務課>

・ 限度額：5,060千円 ・ 期間：令和2年度～令和3年度

教育費・一宮学校給食センター給食調理業務委託事業 <学校教育課>

・ 限度額：133,044千円 ・ 期間：令和2年度～令和5年度

○繰越明許（新規）

総務費・庁舎等施設整備事業（令和3年7月完成予定）<管財課>

内容：市民窓口館及び保健福祉館の電源設備の浸水対策 116,000千円

土木費・道路構造物長寿命化事業（令和3年5月完成予定）<土木課>

内容：万年橋耐震補強工事（Ⅰ期） 152,900千円

特 別 会 計 補 正 予 算 主 要 事 業

【介護保険特別会計】

(単位：千円)

担当課	事業の概要
長寿介護課	○介護保険基金積立金 391,577 令和元年度の決算剰余金の一部を、今後の保険給付費の増加に対応するため、介護保険基金に積み立てを行う。 【現予算額】 0 【補正額】 391,577 【計】 391,577 【特定財源】 なし

その他 ○債務負担行為（新規）

地域包括支援センター(東部・南部)業務委託 <長寿介護課>

・限度額：144,135千円 ・期間：令和2年度～令和5年度

【森林経営管理特別会計】

(単位：千円)

担当課	事業の概要
農林振興課	○森林経営整備事業 1,182 森林経営管理法に基づき、御坂町内の民有林の森林整備（切捨間伐等）を行う費用を補正する。 【現予算額】 0 【補正額】 1,182 【計】 1,182 【特定財源】 なし

企業会計補正予算主要事業

【水道事業会計】

(単位：千円)

担当課	事業の概要
水道課	○収益的支出 21,120 漏水事故により故障した下野原配水場の小水力発電機等の修繕工事を行うための費用を補正する。 【現予算額】 1,771,181 【補正額】 21,120 【計】 1,792,301 【特定財源】 一般会計補助金 21,120
	○資本的支出 6,110 県が渋川河川改修の一環で行う橋の架替に伴い、水道管布設替工事の設計委託料を補正する。 また、道路拡幅による防火水槽の撤去に伴い、石和町小石和地内の消火栓新設工事費用を追加補正する。 【現予算額】 1,137,080 【補正額】 6,110 【計】 1,143,190 【特定財源】 工事負担金（峡東建設事務所） 4,411 工事負担金（防災危機管理課） 1,699

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業一覧

(単位：千円)

第一次交付限度額	274,361
第二次交付限度額① (事業継続等への対応分)	252,368
第二次交付限度額② (「新しい生活様式」等への対応分)	495,514
交付限度額計	1,022,243
充当事業予算額計	1,140,153

実施 計画	N o	交付対象事業の名称	予算額	充当額	予算区分
○	1	大学生等学業継続支援事業	200,000	200,000	2号補正
○	2	高校生等共にがんばろう応援事業	20,000	20,000	2号補正
○	3	広報ふえふき号外発行事業	341		予備費
○	4	応援メッセージ懸垂幕作成事業	690		予備費
○	5	唾防護壁作成事業	2,442		3号補正
○	6	自立支援医療(精神通院医療)の自己負担軽減事業	1,350		2号補正
○	7	障害児福祉サービス等の利用料助成事業	5,544		2号補正
○	8	ひとり親家庭(児童扶養手当認定者)特別給付金事業	28,656	28,000	2号補正
○	9	保育所等保育利用料無償化事業	23,665	23,000	2号補正
○	10	保育所等副食費無償化事業	29,106	29,000	2号補正
○	11	保育所等副食費返還事業	4,658		2号補正
○	12	介護予防グッズ配布事業	2,365		2号補正
○	13	緊急食糧支援事業	300		予備費
○	14	笛吹市創業持続化支援事業	20,000	20,000	2号補正
○	15	笛吹市宿泊料金割引事業促進キャンペーン事業	10,000	10,000	2号補正
○	16	飲食店支援クーポン事業	50,000	50,000	2号補正
○	17	私立幼稚園副食費無償化事業	1,404		2号補正
○	18	私立幼稚園副食費助成事業	176		2号補正
○	19	学校給食費無償化事業	197,884	197,000	2号補正
○	20	スクールバス運営事業	9,777		2号補正

実施 計画	N o	交付対象事業の名称	予算額	充当額	予算区分
○	21	小中学校学校教育事業	4,751		2号補正
	22	新生児特別定額給付金事業	50,042	50,000	5号補正
	23	子どものインフルエンザ予防接種助成事業	42,278	40,000	5号補正
	24	可搬型体温測定サーマルカメラ設置事業	2,970		予備費
	25	避難所開設用防疫物品購入事業	2,718		予備費
	26	市長・市議会議員選挙に係るコロナ対策事業	770		予備費
	27	児童発達支援等助成事業	1,337		予備費
	28	観光果実園支援事業	1,513		予備費
	29	旅館・ホテル等宿泊施設感染症対策支援事業	581		予備費
	30	笛吹市宿泊料金割引事業促進キャンペーン事業に伴うのぼり旗購入事業	418		予備費
	31	小中学校学校教育事業（追加）	1,050		予備費
	32	「バイ・ふじのくに」やまなし観光果実園特典キャンペーン参画支援金給付事業	6,000		予備費
	33	児童生徒用端末整備事業（補助対象外分）	326,538	326,000	3号補正
	34	市営温泉運営事業	4,920		6号補正
	35	救急医療事業	11,118	11,118	6号補正
	36	消防災害対策事務	621		6号補正
	37	学力向上支援スタッフ及びスクールサポートスタッフ追加配置事業（補助対象外）	6,093	6,000	6号補正
	38	オンライン学習環境整備事業	13,632		7号補正
	39	修学旅行中止・延期に伴うキャンセル料支援事業	37,514		6号補正
	40	スクールバス運営事業（追加分）	4,216		6号補正
	41	学校給食費無償化事業（追加分）	12,715	12,125	6号補正
	合 計		1,140,153	1,022,243	

議案第15号（9月）

笛吹市教育委員会事務局の組織に
関する規則等の一部を改正する規則
について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

題名	(平成 16 年 笛吹市教育委員会規則第 4 号) (平成 17 年 笛吹市教育委員会規則第 31 号) 笛吹市教育委員会事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則 1 笛吹市教育委員会事務局の組織に関する規則 2 笛吹市学校施設の開放に関する条例施行規則 3 笛吹市学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則
趣旨 目的	笛吹市体育協会の名称変更に伴い、所要の改正を行う。
概要	笛吹市体育協会の名称が笛吹市スポーツ協会に変更されたことにより、例規中「体育協会」と記載されている箇所を「スポーツ協会」に改める必要がある。 また、一部改正規則の附則中「平成 34 年 3 月 31 日」と記載されている箇所についても、「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。
経過	平成 30 年 4 月に「公益財団法人日本体育協会」が「公益財団法人日本スポーツ協会」へ、平成 31 年 4 月に「山梨県体育協会」が「山梨県スポーツ協会」へ名称変更された。 令和 2 年度笛吹市体育協会総会において、市体育協会の名称変更について承認され、令和 2 年 6 月 25 日から名称を「笛吹市スポーツ協会」とすることとなった。
関係 法令	なし
予算 措置	なし
その 他	

笛吹市教育委員会事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市教育委員会事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則

(笛吹市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正)

第 1 条 笛吹市教育委員会事務局の組織に関する規則(平成 16 年笛吹市教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条生涯学習課の部スポーツ推進担当の項第 4 号中「体育協会」を「スポーツ協会」に改める。

(笛吹市学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 笛吹市学校施設の開放に関する条例施行規則(平成 16 年笛吹市教育委員会規則第 31 号)の一部を次のように改正する。

別表中「市体育協会」を「市スポーツ協会」に改める。

(笛吹市学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 3 条 笛吹市学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成 27 年笛吹市教育委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

附則第 4 項及び第 5 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 6 項中「市体育協会」を「市スポーツ協会」に、「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 7 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第 2 条の規定による改正後の笛吹市学校施設の開放に関する条例施行規則の規定及び第 3 条の規定による改正後の笛吹市学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則の規定は、令和 2 年 6 月 25 日から適用する。

笛吹市教育委員会事務局の組織に関する規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第4号)新旧対照表

改正案	現行
(事務分掌) 第3条 (略) 生涯学習課 生涯学習担当 (1)～(19) (略) スポーツ推進担当 (1)～(3) (略) (4) <u>スポーツ協会</u>の活動支援に関すること。 (5)～(16) (略)	(事務分掌) 第3条 (略) 生涯学習課 生涯学習担当 (1)～(19) (略) スポーツ推進担当 (1)～(3) (略) (4) <u>体育協会</u>の活動支援に関すること。 (5)～(16) (略)

笛吹市学校施設の開放に関する条例施行規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第31号)新旧対照表

改正案		現行	
別表(第9条関係) 笛吹市学校開放施設減免適用表		別表(第9条関係) 笛吹市学校開放施設減免適用表	
免除の割合	減免の対象となる団体・事業等	免除の割合	減免の対象となる団体・事業等
全額免除	(1)～(8) (略) (9) <u>市スポーツ協会</u> 又はこれに所属する団体(個人)が市の代表として出場するための大会前の練習(1月間の使用に限る。) (10)～(21) (略)	(1)～(8) (略) (9) <u>市体育協会</u> 又はこれに所属する団体(個人)が市の代表として出場するための大会前の練習(1月間の使用に限る。) (10)～(21) (略)	
減額(7割)	(1) (略) (2) (略)	(1) (略) (2) (略)	
減額(5割)	(1) <u>市スポーツ協会</u> (所属する各連盟及び協会)が主催又は共催する事業 (2)～(5) (略)	(1) <u>市体育協会</u> (所属する各連盟及び協会)が主催又は共催する事業 (2)～(5) (略)	

笛吹市学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成27年笛吹市教育委員会規則第3号)新旧対照表

改正案	現行
附 則 (経過措置) 2・3 (略) 4 市スポーツ少年団が行う事業・活動等に係る使用料の減免については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、この規則の施行の日から<u>令和4年 3月31日</u>までは、全額免除とする。 5 学齢前幼児又は65歳以上の市内在住者が8割を占める団体が行う活動等に係る使用料については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和4年 3月31日</u>までは、全額免除とする。 6 <u>市スポーツ協会</u>(所属する各連盟及び協会)が主催又は共催する事業に係る使用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和4年 3月31日</u>までは、7割の減額とする。 7 市文化協会連合会又はその所属組織が主催又は共催する事業に係る使用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和4年 3月31日</u>までは、7割の減額とする。	附 則 (経過措置) 2・3 (略) 4 市スポーツ少年団が行う事業・活動等に係る使用料の減免については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、この規則の施行の日から<u>平成34年3月31日</u>までは、全額免除とする。 5 学齢前幼児又は65歳以上の市内在住者が8割を占める団体が行う活動等に係る使用料については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>平成34年3月31日</u>までは、全額免除とする。 6 <u>市体育協会</u> (所属する各連盟及び協会)が主催又は共催する事業に係る使用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>平成34年3月31日</u>までは、7割の減額とする。 7 市文化協会連合会又はその所属組織が主催又は共催する事業に係る使用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>平成34年3月31日</u>までは、7割の減額とする。

議案第16号（9月）

笛吹市部活動指導員任用事業に係
る部活動指導員設置要綱の一部を
改正する要綱について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

題名	(平成 29 年 笛吹市教育委員会告示第 8 号) 笛吹市部活動指導員任用事業に係る部活動指導員設置要綱の一部を改正する要綱
趣旨 目的	日本体育協会の名称変更に伴い、所要の改正を行う。
概要	例規中「日本体育協会」と記載されている箇所を「日本スポーツ協会」に改める。
経過	平成 30 年 4 月に「公益財団法人日本体育協会」が「公益財団法人日本スポーツ協会」へ、平成 31 年 4 月に「山梨県体育協会」が「山梨県スポーツ協会」へ名称変更された。
関係 法令	なし
予算 措置	令和 2 年度当初予算計上 1,680 千円
その他	

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市部活動指導員任用事業に係る部活動指導員設置要綱の一部を改正する
要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市部活動指導員任用事業に係る部活動指導員設置要綱の一部
を改正する要綱

笛吹市部活動指導員任用事業に係る部活動指導員設置要綱(平成 29 年笛吹市
教育委員会告示第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「日本体育協会」を「日本スポーツ協会」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

笛吹市部活動指導員任用事業に係る部活動指導員設置要綱(平成29年笛吹市教育委員会告示第8号)新旧対照表

改正案	現行
(任用) 第3条 (略) (1) (略) (2) <u>日本スポーツ協会</u>等(中央競技団体)認定の指導者資格を有して いること。 (3)～(4) (略)	(任用) 第3条 (略) (1) (略) (2) <u>日本体育協会</u> 等(中央競技団体)認定の指導者資格を有して いること。 (3)～(4) (略)

議案第17号（9月）

笛吹市社会体育振興費補助金交付
要綱の一部を改正する要綱について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

題名	(平成 30 年 笛吹市告示第 159 号) 笛吹市社会体育振興費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
趣旨 目的	笛吹市体育協会の名称変更に伴い、所要の改正を行う。
概要	例規中「笛吹市体育協会」と記載されている箇所を「笛吹市スポーツ協会」に改める。
経過	平成 30 年 4 月に「公益財団法人日本体育協会」が「公益財団法人日本スポーツ協会」へ、平成 31 年 4 月に「山梨県体育協会」が「山梨県スポーツ協会」へ名称変更された。 令和 2 年度笛吹市体育協会総会において、市体育協会の名称変更について承認され、令和 2 年 6 月 25 日から名称を「笛吹市スポーツ協会」とすることとなった。
関係 法令	なし
予算 措置	令和 2 年度当初予算計上 11,505 千円
その 他	

笛吹市告示第 号

笛吹市社会体育振興費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山 下 政 樹

笛吹市社会体育振興費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

笛吹市社会体育振興費補助金交付要綱(平成 30 年笛吹市告示第 159 号)の一部を次のように改正する。

別表中「笛吹市体育協会」を「笛吹市スポーツ協会」に改める

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

笛吹市社会体育振興費補助金交付要綱(平成30年笛吹市告示第159号)新旧対照表

改正案		現行	
別表(第2条、第3条関係)		別表(第2条、第3条関係)	
補助対象団体	補助金額	補助対象団体	補助金額
笛吹市スポーツ協会	8,565,000円を上限とする。	笛吹市体育協会	8,565,000円を上限とする。
笛吹市スポーツ少年団	2,940,000円を上限とする。	笛吹市スポーツ少年団	2,940,000円を上限とする。

議案第18号（9月）

笛吹市スポーツ傷害見舞金規程及び
笛吹市体育芸術文化等県外大会出
場に関する規程の一部を改正する規
程について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

題名	(平成 17 年 笛吹市教育委員会訓令第 4 号) (平成 17 年 笛吹市教育委員会訓令第 5 号) 笛吹市スポーツ傷害見舞金規程及び笛吹市体育芸術文化等県外大会出場に関する規程の一部を改正する規程
趣旨 目的	笛吹市体育協会の名称変更に伴い、所要の改正を行う。
概要	笛吹市体育協会の名称が笛吹市スポーツ協会に変更されたことにより、例規中「体育協会」と記載されている箇所を「スポーツ協会」に改める必要がある。
経過	平成 30 年 4 月に「公益財団法人日本体育協会」が「公益財団法人日本スポーツ協会」へ、平成 31 年 4 月に「山梨県体育協会」が「山梨県スポーツ協会」へ名称変更された。 令和 2 年度笛吹市体育協会総会において、市体育協会の名称変更について承認され、令和 2 年 6 月 25 日から名称を「笛吹市スポーツ協会」とすることとなった。
関係 法令	なし
予算 措置	・ 笛吹市スポーツ傷害見舞金規程 令和 2 年度当初予算計上 5 千円 ・ 笛吹市体育芸術文化等県外大会出場に関する規程 令和 2 年度当初予算計上 625 千円
その他	

笛吹市教育委員会訓令第 号

笛吹市スポーツ傷害見舞金規程及び笛吹市体育芸術文化等県外大会出場に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市スポーツ傷害見舞金規程及び笛吹市体育芸術文化等県外大会出場に関する規程の一部を改正する規程

(笛吹市スポーツ傷害見舞金規程の一部改正)

第 1 条 笛吹市スポーツ傷害見舞金規程(平成 17 年笛吹市教育委員会訓令第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「笛吹市体育協会」を「笛吹市スポーツ協会」に改める。

(笛吹市体育芸術文化等県外大会出場に関する規程の一部改正)

第 2 条 笛吹市体育芸術文化等県外大会出場に関する規程(平成 17 年笛吹市教育委員会訓令第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「体育協会」を「スポーツ協会」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の笛吹市スポーツ傷害見舞金規程の規定は、令和 2 年 6 月 25 日から適用する。

笛吹市スポーツ傷害見舞金規程(平成17年笛吹市教育委員会訓令第4号)新旧対照表

改正案	現行
(対象) 第2条 対象者は、次の各号に掲げるスポーツ大会に参加して、直接その活動中において傷害を受けた者とする。 (1) 山梨県体育祭(予選会を含む。) (2) 笛吹市体育祭 (3) 笛吹市又は<u>笛吹市スポーツ協会</u>が主催するスポーツ大会(予選会を含む。) 2 (略)	(対象) 第2条 対象者は、次の各号に掲げるスポーツ大会に参加して、直接その活動中において傷害を受けた者とする。 (1) 山梨県体育祭(予選会を含む。) (2) 笛吹市体育祭 (3) 笛吹市又は<u>笛吹市体育協会</u> が主催するスポーツ大会(予選会を含む。) 2 (略)

笛吹市体育芸術文化等県外大会出場に関する規程(平成17年笛吹市教育委員会訓令第5号)新旧対照表

改正案	現行
(定義) 第2条 この規程において、経費の一部補助の対象となる体育芸術文化等とは、市の<u>スポーツ協会</u>、文化協会等の社会教育団体及び学校行事を除く小中学生の活動であり、かつ、補助対象大会の山梨県予選会又は選考会を3位以内で通過し、県代表として県外大会に出場するものをいう。 2 (略)	(定義) 第2条 この規程において、経費の一部補助の対象となる体育芸術文化等とは、市の<u>体育協会</u>、文化協会等の社会教育団体及び学校行事を除く小中学生の活動であり、かつ、補助対象大会の山梨県予選会又は選考会を3位以内で通過し、県代表として県外大会に出場するものをいう。 2 (略)

議案第19号（9月）

笛吹市社会体育施設条例施行規則
及び笛吹市社会体育施設条例施行
規則の一部を改正する規則の一部を
改正する規則について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

題名	(平成 16 年 笛吹市教育委員会規則第 30 号) (平成 27 年 笛吹市教育委員会規則第 3 号) 笛吹市社会体育施設条例施行規則及び笛吹市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
趣旨 目的	笛吹市体育協会の名称変更等に伴い、所要の改正を行う。
概要	① 「市体育協会」を「市スポーツ協会」に改める。 ② 各種申請については、教育委員会又は指定管理者(減免申請書は市長又は指定管理者)に対して行うこととなっているが、指定管理者に提出する様式が定められていない。 このことから、指定管理期間は様式中の「教育委員会(又は市長)」を「指定管理者」に読み替えができるよう、新たな規定を設ける。 ③ 一部改正規則の附則中、平成 34 年 3 月 31 日を令和 4 年 3 月 31 日に改める。
経過	平成 30 年 4 月に「公益財団法人日本体育協会」が「公益財団法人日本スポーツ協会」へ、平成 31 年 4 月に「山梨県体育協会」が「山梨県スポーツ協会」へ名称変更された。 令和 2 年度笛吹市体育協会総会において、市体育協会の名称変更について承認され、令和 2 年 6 月 25 日から名称を「笛吹市スポーツ協会」とすることとなった。
関係 法令	なし
予算 措置	なし
その他	

笛吹市社会体育施設条例施行規則及び笛吹市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市社会体育施設条例施行規則及び笛吹市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(笛吹市社会体育施設条例施行規則の一部改正)

第 1 条 笛吹市社会体育施設条例施行規則(平成 16 年笛吹市教育委員会規則第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 8 条例第 3 条第 1 項の規定により社会体育施設の管理を指定管理者に行わせる期間(第 7 条第 4 項において「指定期間」という。)は、様式第 1 号及び様式第 2 号中「笛吹市教育委員会」とあるのは「指定管理者」とし、様式第 3 号及び様式第 4 号中「笛吹市教育委員会」及び「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料」とする。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定期間は、様式第 5 号及び様式第 6 号中「笛吹市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料」とする。

別表中「市体育協会」を「市スポーツ協会」に改める。

(笛吹市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 2 条 笛吹市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則(平成 27 年笛吹市教育委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

附則第 4 項及び第 5 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 6 項中「市体育協会」を「市スポーツ協会」に、「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 7 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の笛吹市社会体育施設条例施行規則の規定(別表中「市体育協会」を「市スポーツ協会」に改める部分に限る。)及び第 2 条の規定による改正後の笛吹市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規

則の規定は、令和 2 年 6 月 25 日から適用する。

別表(第7条関係)

笛吹市社会体育施設減免適用表

免除の割合	減免の対象となる団体・事業等
全額免除	(1)～(8) (略) (9) <u>市スポーツ協会</u> 又はこれに所属する団体(個人)が市の代表として出場するための大会前の練習(1月間の使用に限る。) (10)～(21) (略)
減額(7割)	(1)・(2) (略)
減額(5割)	(1) <u>市スポーツ協会</u> (所属する各連盟及び協会)が主催又は共催する事業 (2)～(5) (略)

別表(第7条関係)

笛吹市社会体育施設減免適用表

免除の割合	減免の対象となる団体・事業等
全額免除	(1)～(8) (略) (9) <u>市体育協会</u> 又はこれに所属する団体(個人)が市の代表として出場するための大会前の練習(1月間の使用に限る。) (10)～(21) (略)
減額(7割)	(1)・(2) (略)
減額(5割)	(1) <u>市体育協会</u> (所属する各連盟及び協会)が主催又は共催する事業 (2)～(5) (略)

笛吹市社会体育条例施行規則の一部を改正する規則(平成27年笛吹市教育委員会規則第3号)新旧対照表

改正案	現行
附 則 (経過措置) 2・3 (略) 4 市スポーツ少年団が行う事業・活動等に係る使用料の減免については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、この規則の施行の日から<u>令和4年 3月31日</u>までは、全額免除とする。 5 学齢前幼児又は65歳以上の市内在住者が8割を占める団体が行う活動等に係る使用料については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和4年 3月31日</u>までは、全額免除とする。 6 <u>市スポーツ協会</u>(所属する各連盟及び協会)が主催又は共催する事業に係る使用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和4年 3月31日</u>までは、7割の減額とする。 7 市文化協会連合会又はその所属組織が主催又は共催する事業に係る使用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>令和4年 3月31日</u>までは、7割の減額とする。	附 則 (経過措置) 2・3 (略) 4 市スポーツ少年団が行う事業・活動等に係る使用料の減免については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、この規則の施行の日から<u>平成34年3月31日</u>までは、全額免除とする。 5 学齢前幼児又は65歳以上の市内在住者が8割を占める団体が行う活動等に係る使用料については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>平成34年3月31日</u>までは、全額免除とする。 6 <u>市体育協会</u> (所属する各連盟及び協会)が主催又は共催する事業に係る使用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>平成34年3月31日</u>までは、7割の減額とする。 7 市文化協会連合会又はその所属組織が主催又は共催する事業に係る使用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から<u>平成34年3月31日</u>までは、7割の減額とする。

議案第20号（9月）

笛吹市社会教育施設条例施行規則 の一部を改正する規則について

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

題名	(平成 27 年 笛吹市教育委員会規則第 2 号) 笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則
趣旨 目的	笛吹市体育協会の名称変更等に伴い、所要の改正を行う。
概要	① 「市体育協会」を「市スポーツ協会」に改める。 ② 各種申請については、教育委員会又は指定管理者(減免申請書は市長又は指定管理者)に対して行うこととなっているが、指定管理者に提出する様式が定められていない。 このことから、指定管理期間は様式中の「教育委員会(又は市長)」を「指定管理者」に読み替えができるよう、新たな規定を設ける。 ③ 本来、使用料減免の権限は市長にあるが、減免申請書の宛名が教育委員会となっているため、市長宛てに変更する。
経過	平成 30 年 4 月に「公益財団法人日本体育協会」が「公益財団法人日本スポーツ協会」へ、平成 31 年 4 月に「山梨県体育協会」が「山梨県スポーツ協会」へ名称変更された。 令和 2 年度笛吹市体育協会総会において、市体育協会の名称変更について承認され、令和 2 年 6 月 25 日から名称を「笛吹市スポーツ協会」とすることとなった。
関係 法令	なし
予算 措置	なし
その他	

笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則

笛吹市社会教育施設条例施行規則(平成 27 年笛吹市教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 4 条例第 3 条第 1 項の規定により社会教育施設の管理を指定管理者に行わせる期間(第 6 条第 4 項において「指定期間」という。)は、様式第 1 号及び様式第 2 号中「笛吹市教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定期間は、様式第 3 号中「笛吹市長」とあるのは「指定管理者」とする。
附則第 7 項及び別表中「市体育協会」を「市スポーツ協会」に改める。
様式第 3 号中「笛吹市教育委員会」を「笛吹市長」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の笛吹市社会教育施設条例施行規則の規定(附則第 7 項及び別表中「市体育協会」を「市スポーツ協会」に改める部分に限る。)は、令和 2 年 6 月 25 日から適用する。

笛吹市社会教育施設条例施行規則(平成27年笛吹市教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正案	現行
(利用の申請) 第4条 (略) 2・3 (略) <u>4 条例第3条第1項の規定により社会教育施設の管理を指定管理者に行わせる期間(第6条第4項において「指定期間」という。)</u>は、様式第1号及び様式第2号中「<u>笛吹市教育委員会</u>」とあるのは「<u>指定管理者</u>」とする。 (使用料又は利用料の減免) 第6条 (略) 2・3 (略) <u>4 指定期間は、様式第3号中「<u>笛吹市長</u>」とあるのは「<u>指定管理者</u>」とする。</u> 附 則 (経過措置) 2～6 (略) 7 <u>市スポーツ協会</u>(所属する各連盟及び協会)が主催又は共催する事業に係る使用料又は利用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から令和4年3月31日までは、7割の減額とする。	(利用の申請) 第4条 (略) 2・3 (略) [新設] (使用料又は利用料の減免) 第6条 (略) 2・3 (略) [新設] 附 則 (経過措置) 2～6 (略) 7 <u>市体育協会</u>(所属する各連盟及び協会)が主催又は共催する事業に係る使用料又は利用料の減免については、別表の規定にかかわらず、平成30年1月1日から令和4年3月31日までは、7割の減額とする。

別表(第6条関係)	
減免適用表	減免適用表
減免の割合	対象となる団体及び事業
全額免除	(1)～(20) (略)
減額(7割)	(1)・(2) (略)
減額(5割)	(1) 市文化協会連合会及び所属組織が主催する大会又は総会等の事業 (2) <u>市スポーツ協会</u> (所属する各連盟及び協会)が主催又は共催する事業 (3) 市各地区公民館等に所属する団体等の日常の活動 (4) 市内の障がい者による文化振興の場としての使用 (5) その他市長が特に必要があると認めるもの

(新)

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

笛吹市長 _____ 様

住 所
氏 名
電話番号

印

社会教育施設使用料(利用料)減免申請書

社会教育施設使用料について、笛吹市社会教育施設条例施行規則第6条第2項の規定により減免を申請します。(添付書類：事業の要項又は要領、予算書等)

1 利用施設

2 利用年月日

3 減免理由(該当事項に○をつける)

- ・市内に所在する小・中学校又は保育所で行う活動のため
- ・市内に所在する団体が行う公共性の高い事業のため
- ・その他(具体的に記述すること)

社会教育施設使用料(利用料)減免決定通知書

上記申請について、笛吹市社会教育施設条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり減免する。

減免額 全部 ・ 70%免除 ・ 50%免除

年 月 日

笛吹市長 _____

印

(旧)

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会 様

住 所
氏 名
電話番号

印

社会教育施設使用料(利用料)減免申請書

社会教育施設使用料について、笛吹市社会教育施設条例施行規則第6条第2項の規定により減免を申請します。(添付書類：事業の要項又は要領、予算書等)

1 利用施設

2 利用年月日

3 減免理由(該当事項に○をつける)

- ・市内に所在する小・中学校又は保育所で行う活動のため
- ・市内に所在する団体が行う公共性の高い事業のため
- ・その他(具体的に記述すること)

社会教育施設使用料(利用料)減免決定通知書

上記申請について、笛吹市社会教育施設条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり減免する。

減免額 全部 ・ 70%免除 ・ 50%免除

年 月 日

笛吹市教育委員会

印

議案第21号（9月）

令和2年度教育に関する事務の点
検・評価報告書（令和元年度実施事
業）について

※別冊資料

教育委員会